

秋田市告示第199号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和6年6月12日

秋田市長 穂 積 志

専決第34号

専 決 処 分 書

令和6年度秋田市一般会計補正予算（第1号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和6年4月11日

秋田市長 穂 積 志

令和6年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,069,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の追加は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	23,473,713	52,800	23,526,513
	1 国庫負担金	19,993,297	52,800	20,046,097
23	市債	12,357,600	26,400	12,384,000
	1 市債	12,357,600	26,400	12,384,000
	歳入合計	143,990,000	79,200	144,069,200

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災害復旧費		千円 8,305	千円 79,200	千円 87,505
	2 公共土木施設災害復旧費	1	79,200	79,201
歳 出 合 計		143,990,000	79,200	144,069,200

第2表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公共土木施設費 災害復旧費	千円	千円 26,400	千円 26,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	12,357,600	26,400	12,384,000			